



令和6年4月8日

担当課	高齢者・地域福祉課
担当者	奥野・大久保・藪
電話	073 (435) 1063
内線	5260・5061・5258

令和5年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯への 加算給付について(児童1人につき5万円) ～4月10日に確認書の発送を開始します～

令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、児童1人につき5万円支給します。

つきましては、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の対象者に対し、確認書を順次発送します。

- 対象世帯 (約3,900世帯)
令和5年12月1日(基準日)時点で和歌山市に住民登録があり下記に該当する世帯主
 - 令和5年度の「住民税非課税」の世帯
 - 令和5年度の「住民税均等割のみ課税」の世帯
 - 令和5年度の「住民税非課税と住民税均等割のみ課税」で構成される世帯※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
- 加算対象 給付支給対象者と基準日において世帯員である18歳以下の児童
※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
- 給付額 児童1人当たり5万円
- 確認書 令和6年4月10日(水)順次送付
- 申請期限 令和6年8月30日(金)
- 申請方法等
 - 提出先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(所在地:和歌山市六番丁19(株)フジ田産業六番丁ビル)
 - 提出方法 届いた確認書に**必要事項を記載**の上、郵送又は持参
※令和5年12月2日以降に生まれた児童又は別世帯に扶養している児童がいる場合は、別途申請が必要となります。
※申請書用紙をご希望の方は、コールセンターにお電話いただくか、和歌山市ホームページからダウンロードしてください。
※添付書類等、詳細については、コールセンターにお問い合わせください。
- 注意事項 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。
- 問い合わせ先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(事業主体 和歌山市福祉局社会福祉部高齢者・地域福祉課 給付金担当)
「専用コールセンター0120-969-861(平日9:00~17:00)」